



発行 新潟県

第 63 号

平成27年8月14日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1087 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定(高齢福祉保健課)
- 1088 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定(高齢福祉保健課)
- 1089 介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定(高齢福祉保健課)
- 1090 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届(高齢福祉保健課)
- 1091 保安林の指定解除(治山課)
- 1092 保安林の指定解除予定(治山課)
- 1093 土地改良区役員の就任及び退任届(農地計画課)
- 1094 土地改良事業計画の適当決定(農地計画課)
- 1095 公共測量の実施通知(監理課)
- 1096 公共測量の実施通知(監理課)
- 1097 道路の区域変更(道路管理課)
- 1098 道路の供用開始(道路管理課)
- 1099 道路の区域変更(道路管理課)
- 1100 道路の供用開始(道路管理課)
- 1101 道路の区域変更(道路管理課)
- 1102 道路の供用開始(道路管理課)
- 1103 道路の区域変更(道路管理課)
- 1104 道路の供用開始(道路管理課)
- 1105 道路の区域変更(道路管理課)
- 1106 道路の供用開始(道路管理課)
- 1107 道路の区域変更(道路管理課)
- 1108 道路の供用開始(道路管理課)
- 1109 公共測量の実施通知(都市整備課)
- 1110 二級建築士又は木造建築士の免許取消し(建築住宅課)

公 告

- 特定調達契約の落札者等(税務課)
- 大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)
- 争議行為を行う旨の通知(労政雇用課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施(病院局総務課)
- 一般競争入札の実施(病院局総務課)

公安委員会告示

- 86 検定合格者審査の実施(生活安全企画課)

正 誤

- 平成26年8月8日付け県報第61号告示第1号中(大学・私学振興課)



◎新潟県告示第1087号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成27年8月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問介護 介護予防訪問介護	訪問介護ぷちめいと	新潟県新発田市大手町1丁目6番3号	合同会社ぷちめいと	平成27年8月1日
通所介護 介護予防通所介護	アイ・ケアーズシニア フィットネスひよし	新潟県柏崎市日吉町4番8号	株式会社イシザカ	平成27年8月1日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホームサクラレ福住	新潟県長岡市福住2丁目1番7号	社会福祉法人長岡三古老人福祉会	平成27年8月1日
特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	サクラレ福住	新潟県長岡市福住2丁目1番7号	社会福祉法人長岡三古老人福祉会	平成27年8月1日
介護予防訪問リハビリテーション	訪問リハビリテーション ン国府	新潟県上越市五智4丁目7番21号	社会福祉法人えちご府中会	平成27年8月1日

◎新潟県告示第1088号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成27年8月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
エフビー居宅介護支援事業所 柏崎	新潟県柏崎市北半田2丁目2番27号	エフビー介護サービス株式会社	平成27年8月1日
おひさまケアプラン	新潟県上越市大字中箱井104番地4	合同会社おひさまケアプラン	平成27年8月1日

◎新潟県告示第1089号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

平成27年8月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

施設の名称	所在地	開設者	指定年月日
特別養護老人ホームサクラレ福住	新潟県長岡市福住2丁目1番7号	社会福祉法人長岡三古老人福祉会	平成27年8月1日

◎新潟県告示第1090号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成27年8月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
療養通所さくら	新潟県南魚沼市五日町 2405 番地	医療法人越南会	通所介護	平成 27 年 7 月 1 日	平成 27 年 7 月 31 日
訪問リハビリテーション国府	新潟県上越市五智 4 丁目 7 番 21 号	社会福祉法人えちご府中会	介護予防訪問リハビリテーション	平成 27 年 6 月 1 日	平成 27 年 7 月 31 日

◎新潟県告示第1091号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成27年8月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 解除に係る保安林の所在場所
新潟県上越市大島区菖蒲字刈俣池2321の36
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
林道用地とするため

◎新潟県告示第1092号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成27年8月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県上越市浦川原区小谷島字南山1253の4、1254の4
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

◎新潟県告示第1093号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、佐渡市の羽茂土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成27年8月14日

新潟県佐渡地域振興局長

- 1 就任

理事	佐渡市羽茂本郷 11761 番地	北島 敬司 (理事長)
〃	〃 羽茂飯岡 131 番地	本間 龍策
〃	〃 羽茂大橋 1675 番地	木村 辰雄
〃	〃 羽茂大石 357 番地	村川 明文
〃	〃 羽茂小泊 433 番地	岡崎 正美
〃	〃 羽茂滝平 65 番地	藤井 和宏
〃	〃 羽茂大崎 1818 番地	葛原 耕作
〃	〃 羽茂村山 828 番地	河内 進
〃	〃 羽茂本郷 5131 番地	風間 徳雄
監事	〃 羽茂本郷 686 番地	海老名 肇

〃 〃 羽茂村山 699 番地 早川 雅春
 〃 〃 羽茂三瀬 417 番地 石塚 清浩
 就任年月日 平成 27 年 7 月 30 日

2 退任

理事 佐渡市羽茂滝平 1278 番地 佐藤 四郎
 (理事長)
 〃 〃 羽茂本郷 856 番地 氏江 忠男
 〃 〃 羽茂飯岡 230 番地 風間惣太郎
 〃 〃 羽茂大橋 230 番地 中川 利幸
 〃 〃 羽茂小泊 265 番地 梅澤 正玄
 〃 〃 羽茂大崎 1818 番地 葛原 耕作
 〃 〃 羽茂上山田 266 番地 大倉 徳興
 〃 〃 羽茂三瀬 569 番地 中川 晴男
 〃 〃 羽茂本郷 2711 番地 長原 博
 監事 〃 羽茂大橋 2360 番地 本間 俊雄
 〃 〃 羽茂上山田 1016 番地 金子 邦夫
 〃 〃 羽茂滝平 509 番地 1 葛原 弘
 退任年月日 平成 27 年 7 月 29 日

◎新潟県告示第1094号

土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づき、次の土地改良事業計画を適当と決定したので、平成27年8月17日から平成27年9月11日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年8月14日

新潟県新発田地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
阿賀野市 小野秀雄ほか10名	百津	区画整理	新規	土地改良事業 計画書の写し 規約の写し	阿賀野市役 所	第95条

- この決定について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に申し出ることができる。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(決定について異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内)に、新潟県を被告(訴訟においては知事が被告の代表者となる。)として新潟地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第1095号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、土橋第一地区土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年8月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 作業期間 平成27年8月10日から平成27年11月30日まで
- 作業地域 上越市土橋地区

◎新潟県告示第1096号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事(新発田地域振興局長)から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年8月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 作業種類 公共測量(経営体育成基盤整備事業 五十公野地区「1次」 確定測量)

- 2 作業期間 平成27年8月3日から平成28年3月4日まで
 3 作業地域 新発田市上新保、下新保 ほか 地内

◎新潟県告示第1097号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年8月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 浦佐小出線
 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市虫野字川島 1445番2から	新	10.5～18.5メートル	148.1メートル
同市伊勢島字西浦526番60まで	旧	11.5～18.5メートル	148.4メートル

◎新潟県告示第1098号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年8月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 浦佐小出線
 2 供用開始の区間
 魚沼市虫野字川島1445番2から同市伊勢島字西浦526番60まで
 3 供用開始の期日 平成27年8月14日

◎新潟県告示第1099号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年8月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 南平小平尾線
 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
魚沼市小平尾字大滝 5016番3から	新	14.1～28.0メートル	43.2メートル
同市小平尾字大滝5019番36まで	旧	14.1～28.0メートル	43.2メートル

◎新潟県告示第1100号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課

において縦覧に供する。

平成27年 8 月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路 線 名 県道 南平小平尾線
- 2 供用開始の区間
魚沼市小平尾字大滝5016番 3 から同市小平尾字大滝5019番36まで
- 3 供用開始の期日 平成27年 8 月14日

◎新潟県告示第1101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年 8 月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 253号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市小泉1481番 1 から 同市小泉1655番 1 まで	新	13.0～63.6メートル	271.6メートル
	旧	13.0～63.6メートル	271.6メートル

備考 路線の重用

全区間県道小千谷十日町津南線及び県道十日町川西線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 小千谷十日町津南線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市小泉1655番 1 から 同市小泉1481番 1 まで	新	13.0～63.6メートル	271.6メートル
	旧	13.0～63.6メートル	271.6メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道253号及び県道十日町川西線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 十日町川西線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市小泉1655番 1 から	新	13.0～63.6メートル	271.6メートル

同市小泉1481番1まで	旧	13.0～63.6メートル	271.6メートル
--------------	---	---------------	-----------

備考 路線の重用

全区間一般国道253号及び県道小千谷十日町津南線と重用

◎新潟県告示第1102号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年8月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 253号
- 2 供用開始の区間
十日町市小泉1481番1から同市小泉1655番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年8月14日

◎新潟県告示第1103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年8月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石打停車場塩沢線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
南魚沼市樺野沢字前田148番1から	新	7.5～11.9メートル	224.4メートル
同市樺野沢字前田122番1まで	旧	7.5～10.6メートル	221.6メートル

◎新潟県告示第1104号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年8月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 石打停車場塩沢線
- 2 供用開始の区間
南魚沼市樺野沢字前田148番1から同市樺野沢字前田122番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年8月14日

◎新潟県告示第1105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年8月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田沢小栗山線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
南魚沼市小栗山字入山2910番 3 から	新	19.0～21.8メートル	36.1メートル
同市小栗山字入山2910番 3 まで	旧	19.0～20.0メートル	36.1メートル

◎新潟県告示第1106号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年 8 月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 田沢小栗山線
- 2 供用開始の区間
南魚沼市小栗山字入山2910番 3 から同市小栗山字入山2910番 3 まで
- 3 供用開始の期日 平成27年 8 月14日

◎新潟県告示第1107号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年 8 月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 横畑高田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市大字大貫字大浦 61 番から	新	6.1～22.5メートル	53.8メートル
同市大字大貫字沼ノ入195番 2 まで	旧	6.1～7.2メートル	53.8メートル

◎新潟県告示第1108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年 8 月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 横畑高田線
- 2 供用開始の区間
上越市大字大貫字大浦 61 番から同市大字大貫字沼ノ入 195 番 2 まで
- 3 供用開始の期日 平成27年 8 月14日

◎新潟県告示第1109号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、喜多町土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条3項の規定により公示する。

平成27年8月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
平成27年8月1日から平成27年8月31日まで
- 3 作業地域
長岡市喜多町、塚町地区の各一部

◎新潟県告示第1110号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士及び木造建築士の免許を取り消した。

平成27年8月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

免許の取消しをした年月日	免許の取消しをした建築士の氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許の取消しの理由
平成27年4月10日	横山 晴雄	二級建築士	第3010号	死亡
平成27年4月10日	中野 岳	二級建築士	第17649号	申請
平成27年4月24日	大沼 明彦	二級建築士	第11242号	申請
平成27年4月24日	小野塚 武志	二級建築士	第5571号	申請
平成27年6月26日	笹川 正明	二級建築士	第8303号	申請

公 告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により次のとおり公告する。

平成27年8月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 調達件名及び数量
税務総合オンラインシステムのInternetExplorer11対応業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県総務管理部税務課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方式
随意契約
- 5 契約日
平成27年7月28日
- 6 契約者の氏名及び住所
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
東京都江東区豊洲三丁目3番3号
- 7 契約価格
30,070,731円
- 8 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成27年8月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 ホームセンタームサシ村上店

所在地 村上市大字仲間町386番地

設置者 アークランドサカモト株式会社

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)・位置 届出書に添付された図面のとおり

・収容台数 537台

(変更後)・位置 届出書に添付された図面のとおり

・収容台数 210台

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)・数 5箇所

・位置 届出書に添付された図面のとおり

(変更後)・数 1箇所

・位置 届出書に添付された図面のとおり

3 変更を予定する年月日

平成28年3月31日

4 変更の理由

現状において、駐車場は変更後の駐車場のみで充足しており、今後においても、変更後の駐車場のみで十分であると予想されるため。

5 届出年月日

平成27年7月30日

6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

(なお、村上市商工観光課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

平成27年8月14日から平成27年12月14日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、日本赤十字労働組合長岡支部執行委員長山崎大輔から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成27年8月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 要求事項

人員要求、待遇改善、施設設備、その他の要求

2 期間

平成27年8月15日午前0時以降本問題解決まで

3 場所

日本赤十字労働組合長岡支部の組合員が従事する全職場

4 概要

あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独にもしくは併用して実施する。ただし、救急患者には対応する。

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、電動式骨手術器械システムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成27年8月14日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

電動式骨手術器械システム 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成27年12月28日（月）

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登録されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2313

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成27年8月24日（月）午前10時

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県

病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、全身用マルチスライスCTスキャナ装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達はWTOに基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるものである。

平成27年8月14日

新潟県立新発田病院長 堂前 洋一郎

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

全身用マルチスライスCTスキャナ装置 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成28年3月31日(木)

(4) 納入場所

新潟県立新発田病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課

電話番号 0254-22-3121 内線2516

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成27年9月24日(木)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成27年9月30日(水)午前10時00分

新潟県立新発田病院 5階大会議室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased;

Multi-Slice Computed Tomography Scanner System [1]set

(2) Deadline for bid submission

10:00A.M. September 30, 2015

(3) For more information, contact;

Department of Administration, Niigata Prefectural Shibata Hospital

*address: 1-2-8 Hon-cho, Shibata-City, Niigata

〒957-8588

JAPAN

TEL 0254-22-3121 Ext. 2516

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第86号

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条に規定する審査(以下「検定合格者審査」という。)を次のとおり実施する。

平成27年8月14日

新潟県公安委員会

委員長 小 熊 廻 義

1 区分、実施日時及び定員

区 分	実 施 期 日	実 施 時 間	定 員
交通誘導警備業務 2 級	平成27年 9月18日 (金)	午前10時から 午後 5時まで	各30人
施設警備業務 2 級			
貴重品運搬警備業務 2 級			
空港保安警備業務 2 級			

2 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地 2
技術士センタービル I 8階会議室

3 対象者

(1) 交通誘導警備業務 2 級

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）の規定による検定（以下「旧検定」という。）の交通誘導警備 1 級又は 2 級に合格した者

(2) 施設警備業務 2 級

旧検定の常駐警備 1 級又は 2 級に合格した者

(3) 貴重品運搬警備業務 2 級

旧検定の貴重品運搬業務 1 級又は 2 級に合格した者

(4) 空港保安警備業務 2 級

旧検定の空港保安警備 1 級又は 2 級に合格した者

4 判定

学科試験及び実技試験により判定する。ただし、実技試験の前に学科試験を実施し、学科試験が合格基準に達しなかった者に対しては、実技試験を実施しない。

5 申請手続

(1) 事前申込み

検定合格者審査を受けようとする者は、審査申請書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 申込期間

平成27年 8月25日（火）から平成27年 8月26日（水）までの各日の午前 9時から午後 5時まで（正午から午後 1時までを除く。）

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課の受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

(7) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(4) 定員になり次第、受付を締め切る。

(5) 1 件の電話での申込みは、1 人とする。

(2) 審査申請書の提出等

(1)により、事前申込みを受理された者は、次により審査申請書を提出すること。

ア 提出期間

平成27年 9月 3日（木）から平成27年 9月 4日（金）までの各日の午前 9時から午後 5時まで（正午から午後 1時までを除く。）

イ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課

ウ 提出書類

審査申請書 1 通に次に掲げる書面を添付の上、提出すること。

(7) 写真 1 枚（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(イ) 旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「旧合格証」という。）の写し1通

(ロ) 新潟県公安委員会以外の公安委員会から旧合格証の交付を受けている者は、新潟県内に住所地を有することを疎明する書面（住民票の写し、運転免許証の写し等）又は新潟県内の営業所に所属することを疎明する書面（営業所の所属証明書等）

エ 提出方法

申請者本人が必ず持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

6 手数料

(1) 金額

4,700円

(2) 納付方法

新潟県収入証紙により、審査申請書提出時に納付すること。

なお、納付した審査手数料は、還付しない。

7 留意事項

旧合格証の記載事項に変更がある者は、事前に書換えをしてから申請すること。

8 問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係

電話番号 025-285-0110（代表）

正 誤

平成26年8月8日付け公立大学法人新潟県立看護大学告示第1号（口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の一部改正）中

ページ	行	誤	正
19	18	平成25年8月9日公立大学法人新潟県立看護大学告示第3号	平成25年4月1日公立大学法人新潟県立看護大学告示第2号